

京都市市税条例施行細則の一部を改正する規則を公布する。

平成21年5月29日

京都市長 門川大作

京都市規則第10号

京都市市税条例施行細則の一部を改正する規則

京都市市税条例施行細則の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表1市民税の項中「普通徴収」を「条例第32条の3第1項若しくは第2項又は第37条の3の規定に基づき特別徴収」に、「に限る」を「を除く」に改める。

第10条の表(31の3)中「附則第15条の9第6項」を「附則第15条の7第3項若しくは第15条の9第6項」に改める。

様式第5号の2中

「

年(年度), 税目 及び期(月)別	年(年度)分	税	期(月)分				
			期(月)分				
			期(月)分				
			期(月)分				
変更後の納期限	年 月 日						
税額又は納入金額	百	十	万	千	百	十	円

を

」

「

税 額 又 は 納 入 金 額 等	税 目	年度	相当	月	期	納税者コード	税額又は納入金額
							円
		合 計					
変更後の納期限		年 月 日					

に

」

改め、同様式に備考として次のように加える。

備考 この告知書の記載事項に不服がある場合における救済の方法及び取消訴訟を行う場合の被告とすべき者、出訴期間等を記載すること。

様式第13号を次のように改める。

様式第13号

年(度)分 税 督促状

整理番号		取扱者名	京都市 (区)会計管理者		
税目 コード	納 税 者 コ ー ド				
	区	学 区	町	氏 名	
調定年度	年度相当	調 定 月	期	税額又は納入金額	
延 滞 金	この督促状に記載する計算方法により計算した金額				
<p>上記の金額を至急納めてください。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">京都市 (区)長 印</p>					

様

備考 延滞金の計算方法、納税の取扱場所、この督促状を発した日から起算して10日を経過した日までに完納しない場合における措置並びにこの督促に不服がある場合における救済の方法及び取消訴訟を行う場合の被告とすべき者、出訴期間等を記載すること。

様式第31号の3 1注以外の部分中

構造， 床面積等	
-------------	--

を

構造，床面積等	
建築年月日	年 月 日

に

改め、同様式4を同様式5とし、同様式3を同様式4とし、同様式2の次に次のよう
に加える。

3 固定資産税減額申告書（認定長期優良住宅の新築に伴うもの）

固定資産税減額申告書

(あて先) 京都市 区長	年 月 日
申告者の住所（法人にあつては，事務所の所在地）	申告者の氏名（法人にあつては，名称及び代表者名） 電話 ー ⑩

下記の家屋に係る固定資産税について，京都市市税条例附則第8条第1項の規定による減額を受けたいので，申告します。			
所在地	家屋番号	種類	呼び名，通称等
構造，床面積等			
建築年月日	年 月 日		
申告の遅延理由			
添付書類			

注1 区分所有に係る家屋にあつては，専有部分の床面積を記入してください。

2 上記の家屋に対して新たに固定資産税が課されることとなる年度の初日の属する年の1月31日までの間に申告することができなかつた場合は，その理由を記入してください。

3 この申告書に記載した事項についての事実を証する書類を添付してください。

附 則

この規則は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第2条第1項の表の改正規定 平成21年6月1日
- (2) 第10条の表及び様式第31号の3の改正規定 平成21年6月4日
- (3) 前2号に掲げる規定以外の規定 平成21年6月8日

(行財政局税務部税制課)